

# 令和6年度 第18回庁議要旨

日時：令和6年12月24日（火）

午前9時～午前9時20分

会場：庁議室

## [審議事項]

### 1 石巻市のロゴマークの選定について（復興企画部）

本市の魅力を生内外に伝えること、また、東日本大震災からの復興に支援を頂いた全国の皆様への感謝の気持ちを伝えることを目的としたロゴマークを募集したところ、全国から107点の応募があり、市職員による一次選考をもとに11点を二次選考作品として選出し、11月15日から12月16日まで市民投票を実施した。

市民投票の結果を基に、今後のシティプロモーションで活用する石巻市のロゴマークを決定するもの。

#### (1) 主な内容

ア 二次選考（市民投票）結果

① 投票総数 4,294票

② 投票結果 別紙一覧表のとおり

イ 採用作品

市民投票で最も投票の多かった作品を石巻市のロゴマークに選定する。

#### (2) 今後の予定

令和7年1月 定例記者会見（採用作品の公表）、市ホームページ掲載

2月 市報掲載、表彰式の実施

### 2 石巻市桃生勤労青少年ホームの用途廃止について（市民生活部）

桃生勤労青少年ホームは、旧勤労青少年福祉法に基づき、働く青少年の健全な育成と福祉の向上を図ることを目的に、昭和53年6月に供用を開始し、長年にわたり青少年のレクリエーション、クラブ活動を始めた地域のコミュニティ形成の場として活用されてきたが、建設から46年以上が経過し、施設全体の老朽化が著しく、屋上の防水シートが全損し施設各所に雨漏りが多数発生している状況にある。

令和3年12月に策定した「石巻市社会教育・体育施設等適正配置及び長寿命化計画」においては、隣接する桃生農業者トレーニングセンターに機能を集約し、当該施設の廃止を検討することとしていた。

石巻市社会教育・体育施設等適正配置及び長寿命化計画に基づき、老朽化の著しい当該施設を廃止するもの。

#### (1) 主な内容

廃止する施設の概要

ア 名称 石巻市桃生勤労青少年ホーム

イ 所在地 石巻市桃生町城内字東嶺164番地

ウ 設置年月 昭和53年6月

エ 施設規模 鉄筋コンクリート2階建て 延べ床面積820.00㎡ ② 庁内ワーキンググル

(2) 今後の予定

令和7年2月 市議会第1回定例会に石巻市勤労青少年ホーム条例の廃止について提案  
(施行予定年月日：令和7年4月1日)

**3 石巻市放課後児童クラブの設置個所数等の変更について（保健福祉部）**

本市の放課後児童クラブは、現在、全49か所で運営しており、稲井地区については、旧稲井幼稚園（稲井地区第1）及び学校敷地外に設置したプレハブ2か所（稲井地区第2、第3）の3か所で運営している。

現在、プレハブで運営している放課後児童クラブを移転するため旧稲井幼稚園の改修工事を行っており、また、児童数の減少等により定員数等の整理が必要となっている。

放課後児童クラブの位置を変更するとともに、設置個所数及び定員数の適正化を図るもの。

(1) 主な内容

入所児童数の減少により、稲井地区の放課後児童クラブの位置、設置個所数及び定員数を以下のとおり変更する。

名称	現 行		令和7年度～	
	定員	位置	定員	場所
稲井地区第1	40人	石巻市真野字八の坪116番地2	50人	石巻市真野字八の坪116番地2
稲井地区第2	40人	石巻市真野字八の坪233番地	50人	石巻市真野字八の坪116番地2
稲井地区第3	40人	石巻市真野字八の坪233番地	—	—

※11月1日現在の稲井地区における利用者数は85名。

(2) 今後の予定

令和7年 2月 市議会第1回定例会に石巻市放課後児童クラブ条例の一部改正について提案  
(施行予定年月日：令和7年4月1日)

3月 石巻市放課後児童クラブ条例施行規則改正  
(施行予定年月日：令和7年4月1日)

学校や保護者への周知

**4 （仮称）大橋保育園民間誘致に係る市有地の無償貸付について（保健福祉部）**

第2期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画に基づき、水押保育所及び水明保育所を廃止し、民間事業者による設置・運営を行うこととしていることから、令和6年3月に、土地の無償貸付を条件に公募を開始し、同年8月に開催した（仮称）大橋保育園設置・運営事業者選定委員会において、設置運営事業者の選定を行った。

（仮称）大橋保育園の設置・運営事業者が決定したことから、建設予定地である市有地を無償で貸付するもの。

(1) 主な内容

【契約内容】

ア 貸付物件	土地（宅地）
イ 場 所	石巻市大橋一丁目1番8 ※別紙位置図参照
ウ 貸付面積	4,313.02㎡
エ 貸付目的	認可保育所設置のため
オ 貸付期間	工事着手準備期間から令和18年3月31日まで（開園10年後まで）
カ 貸付相手	株式会社アイグラン（本社：広島県広島市）
キ 契約金額	無償（期間終了後の貸付方法は別途協議）

【その他参考】

認可定員：70人 実施予定の特別保育事業：乳児保育、障害児保育、延長保育

(2) 今後の予定

令和7年2月	市議会第1回定例会に財産の無償貸付けについて提案 建設費補助金事前協議（県・市）
4月	建設費補助金内示
6月	市議会第2回定例会に関連補正予算案について提案
6月～	（仮称）大橋保育園への移行準備、入所調整、保護者説明会等
9月～	設置・運営事業者による児童、保護者、保育士との交流、保育内容引継ぎ
令和8年4月	開園

## 5 石巻市営住宅の用途廃止について（建設部）

令和2年7月から「石巻市営住宅等の用途廃止に伴う入居者移転計画」により、既存市営住宅の入居者について復興公営住宅への移転を進めており、石巻市営鮎川金山住宅の入居者移転が完了した。

移転が完了した市営住宅の用途廃止を行い管理戸数の適正化を図るもの。

(1) 主な内容

石巻市営鮎川金山住宅の用途を廃止するもの。

(2) 今後の予定

令和7年2月	市議会第1回定例会に、石巻市営住宅条例の一部改正について提案 （施行予定年月日：令和7年4月1日）
--------	--

## 【報告事項】

### 1 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について（総務部）

「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和4年法律第68号）（以下併せて「改正法」という。）は、令和4年6月17日に公布され、一部の規定を除き、令和5年11月10日に公布された刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和5年政令第318号。以下「政令」という。）により、令和7年6月1日から施行されることになった。

改正法は、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設することなどを内容とするもので、改正法の施行までに、関係条例中の「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改める等の改正を行う必要が生じた。

関係法令の改正に伴い、関係する条例の一部を改正するもの。

#### (1) 主な内容

関係条例中の「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改め、罰則の適用等に関する経過措置及び人の資格に関する経過を設ける。

〈改正が必要な条例〉

- ・石巻市職員の給与に関する条例（平成17年石巻市条例第45号）
- ・石巻市消防団条例（平成17年石巻市条例第276号）
- ・石巻市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年石巻市条例第279号）
- ・石巻市表彰に関する条例（平成17年石巻市条例第303号）
- ・石巻市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年石巻市条例第48号）
- ・石巻市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年石巻市条例第49号）

#### (2) 今後の予定

令和7年2月 市議会第1回定例会に刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について提案（施行予定年月日：令和7年6月1日）

※ 条例改正に併せて、対象となる規則・告示についても一括改正予定。

## 2 国民健康保険税の滞納者に対する措置の見直しについて（保健福祉部）

国民健康保険税の滞納者に対しては、これまで、国民健康保険法に基づく納付を促す措置として、通常よりも短い有効期限の「短期被保険者証」の交付や、医療費の保険給付に代わる特別療養費の支給（償還払い）を受けるための「被保険者資格証明書」の交付を行ってきた。

令和6年12月2日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等が改正されたことにより、「短期被保険者証」と「被保険者資格証明書」が廃止となった。

また、長期滞納者に対しては「被保険者資格証明書」に代えて、特別療養費を支給（償還払い）する旨の事前通知を行うこととなった。

法改正に伴い、関係要綱等を改めたもの。

#### (1) 主な内容

「短期被保険者証」と「被保険者資格証明書」の廃止及び特別療養費を支給（償還払い）する旨の事前通知実施に伴い、石巻市国民健康保険被保険者資格証明書等交付事務要綱の全部改正及び石巻市国民健康保険被保険者資格証明書審査委員会設置要領の一部改正を行った。

#### (2) 今後の予定

要綱等改正の施行年月日：令和6年12月2日

### 3 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴う石巻市空家等の適切な管理に関する条例の整理について（建設部）

使用目的のない空き家は、大きく増加しており、今後も増加が見込まれる中で、周囲に悪影響を及ぼす前の空き家の有効活用や適正な管理を推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が、令和5年12月13日に施行された。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、石巻市空家等の適切な管理に関する条例の整理を行うもの。

#### (1) 主な内容

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、引用条文の整理を行う。

石巻市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正

改 正	現 行
(空家等対策計画) 第6条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、 <u>法第7条</u> 第1項に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めるものとする。 2・3 （略）	(空家等対策計画) 第6条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、 <u>法第6条</u> 第1項に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めるものとする。 2・3 （略）

#### (2) 今後の予定

令和7年2月 市議会第1回定例会に石巻市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和7年4月1日）

#### 【その他】

- ・令和7年第1回定例会日程（案）について（総務部）

以上